平成２８年（フ）第７５号
北海道余市郡余市町黒川町２丁目50番地
債務者　高橋　麗子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第９７号
長野県安曇野市豊科4668番地24　フォーブル豊科Ａ－202
債務者　九貫　　維（旧姓笠松）
1　決定年月日時　平成28年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１２８号
兵庫県宝塚市米谷１丁目５番７号
債務者　長谷川信光
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
兵庫県川西市絹延町１番７－305号、前住所兵庫県川西市出在家町15番11号
債務者　中野　一美
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３７７号
兵庫県尼崎市長洲中通２丁目６番89号
債務者　中竹　　武
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２１号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目３番36号　レオパレスルフラン203号、前住所兵庫県三田市ゆりのき台３丁目25番地１　４棟303号
債務者　近藤　信代
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０号
兵庫県朝来市佐嚢844番地
債務者　土肥　由美
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
奈良県御所市大字櫛羅224番地の10
債務者　大塚　梨沙（旧姓吉田・竹田）
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
奈良県大和高田市大字池尻253番地14　レオパレスウィンウィン105号
債務者　菊知　秀良
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
高知県土佐清水市中浜564番地
債務者　東　　愛
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第３３０号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目17番地６棟503号
債務者　佐藤　　一
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３９８号
千葉県柏市増尾８丁目37番８号　レオパレスＷｉｎｓ－205号
債務者　堀部　裕之
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３９９号
千葉県柏市増尾８丁目37番８号　レオパレスＷｉｎｓ－205号
債務者　堀部　**朋**惠（旧姓武石）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４０６号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番79－301号
債務者　小池　祐司
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４１０号
千葉県松戸市二ツ木1824番地　ＳＫコーポ101号
債務者　増田　康雄
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４１５号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺３丁目１番９号（皆川ハイツ102）
債務者　松葉　久雄
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４１６号
千葉県野田市木間ケ瀬1547番地49
債務者　戸村　春樹
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部